

## 学長の業務執行状況の評価結果について

令和 8 年 3 月 2 6 日  
国立大学法人京都工芸繊維大学  
学 長 選 考 ・ 監 察 会 議

国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考・監察会議は、「国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考・監察会議規則」第3条第4号の規定に基づき、学長の業務執行に関する状況について、下記のとおり評価を実施しました。

### 記

#### 1. 実施方法

「国立大学法人京都工芸繊維大学における学長の業務執行状況についての評価の実施に関する要項（以下「要項」という。）」第3の規定に基づき、学長選考時の所信表明、中期目標・中期計画及び概算要求の経過、監事による監査の結果、学長との面談の結果等を総合的に勘案し、監事の意見を聴取した上で評価を実施した。

#### 2. 評価期間

要項第4の規定に基づき、学長の任期の初日（令和6年4月1日）から当該業務執行状況評価の実施時（令和8年3月26日）までを評価期間とした。

#### 3. 評価結果

学長は、所信表明において、「本学の理念の実現のために具体策を遂行すること」「次期第5期中期目標・中期計画での大学の具体像を描き、次の10年の本学の姿の解像度をあげること」が学長としての責務であり、そのために確立するシステムとして「教育・研究システムの改善と強化」「大学業務の環境改善」を具体策として掲げている。

理事・副学長としての経験を踏まえ、本学の課題やさらなる発展のために、「ガバナンス（健全かつ効率的な運営体制）」「資源配分」「人事・評価」「情報化」等の運営上の課題解決に網羅的に取り組み、抜け落ちなく全般的に整備を進めている。

特に学内構成員が自由に議論のできる雰囲気が醸成され、組織としての透明性と実行力が向上している。この点が本学のガバナンスの特徴であり、成果につながっている。また、人事評価制度の刷新や情報管理体制の強化といった組織基盤の整備に注力し、情報セキュリティインシデントに対しても迅速かつ適切に対応している。その他にも、学長訪問、スタートアップ支援、URA 体制強化等の時宜ある取組を推進している。

以上を踏まえ、評価期間における学長の業務は適切に執行されているものと評価した。残り1年の在任期間において、引き続き、学内構成員との対話を重視しながら、システムの確立に向けリーダーシップを発揮し着実に業務に取り組まれていくことを期待する。